

平成28年度 第2回弘前市廃棄物減量等推進審議会会議要旨

- 日 時 平成28年8月24日（水）13時30分～15時30分
- 場 所 弘前地区環境整備センター 管理棟3階会議室
- 出席者 内山会長、安東委員、堀江委員（副部長）、太田委員、川越委員、鈴木委員、高木委員、館委員、戸澤委員、福士委員、藤田委員、三橋委員、八木橋委員
- 欠席者 高野委員（部長）、竹谷委員、田澤委員
（委員16名のうち13名が出席）
- 事務局 秋元環境管理課長、丸岡環境管理課長補佐、吹田主幹兼廃棄物政策係長、福士資源循環係長、田沢主幹兼環境事業係長、成田廃棄物政策係主査、齊藤廃棄物政策係主事
- 内 容

1. 開 会（進行：丸岡環境管理課長補佐）

2. 会 議（進行：内山会長）

【案件】家庭系ごみの有料化について

（ごみ減量化・資源化検討部会における審議内容報告）

●経緯及び会議の概要（報告及び進行：内山会長）

4月の第1回審議会において、慎重かつ迅速な審議を行うため、審議会内に検討部会を設置することが了承され、その後、「ごみ減量化・資源化検討部会及び生活排水適正処理検討部会設置要領」第3条第2項に基づき、会長が検討部会の委員計5名を指名し、これまで3回にわたる審議を行った。

諮問に対する検討部会としての意見がまとまったため、検討部会設置要領第2条第2項「部会は、調査審議した結果を審議会に報告するものとする」に基づき、検討部会での調査審議結果について部会から報告を受け、諮問内容に沿って審議を進行した。

●部長及び副部長の選出について（報告：堀江副部長（部長代理））

部会の部長と副部長の選出については、検討部会設置要領第5条第1項で、「委員の互選により選出する」こととなっているため、5月24日に開催された第1回検討部会の冒頭で互選による協議を行った結果、高野委員が部長に、副部長には堀江委員が選出された。

●検討部会の開催について（報告：堀江副部長（部会長代理））

検討部会設置要領第6条第2項における、「委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない」の規定に従い、第1回検討部会を出席者4名で5月24日に、第2回を出席者数5名で6月29日に、第3回を出席者5名で7月28日に、それぞれ委員の過半数の出席のもと開催した。

●家庭系ごみ有料化の有効性について（報告：堀江副部長（部会長代理））

家庭系ごみの有料化の有効性については、昨年度の審議会において一般廃棄物処理基本計画について審議する中でも、再三議論してきているが、検討部会において、改めて審議を行った。

検討部会においては、委員より以下の意見が寄せられた。

- ・「本当は必要のないものを買っているのではないか」と考える機会や「ごみも自分の物である」という意識付けに繋がるのではないか。
- ・今後の焼却施設の更新などには多額の費用を要することから、「ごみを多く出す人には負担が大きく、少なく出す人には負担が少なく」という頑張った人が報われるような意識付けが必要ではないか。
- ・既に有料化を実施している近隣の市町村からのごみの流入があるのではないかなど

このような意見を踏まえ、

- (1) 市民一人ひとりがごみを意識したライフスタイルへ転換するきっかけとなり、ごみの減量化・資源化が推進できる、
- (2) ごみの排出量に応じた費用負担となり、公平性が確保できる、
- (3) 有料化を実施している他の市町村からのごみの投棄や事業所からの不適正排出を抑制できる、

などの効果が期待できることから、検討部会においては「家庭系ごみ有料化が有効である」との意見がまとまった。

○質問・意見等

なし

◎ 総括

「質問・意見等」及び「異議なし」のため、検討部会からの報告どおり、**審議会の意見として「家庭系ごみ有料化が有効である」**とした。また、有料化の仕組み以降については、資料の詳細についての説明が必要となるため、事務局より説明を行うよう副部長（部会長代理）より指示があった。

●家庭系ごみ有料化の仕組み【(1) 有料化の対象】(報告：事務局)

ごみの発生抑制や分別促進をより強く意識するため、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「大型ごみ」を有料化の対象とし、かん、びん、紙パックなどの「容器包装」や新聞、雑誌、雑紙などの「古紙類」は対象としないことが望ましいと検討部会で意見がまとまった。

また、おむつや在宅医療にかかるごみ、公衆衛生や環境美化のための剪定枝や落ち葉など、意図的に減らすことができないものや不法投棄を誘発するものについても対象外とするよう配慮事項が設けられた。

○質問・意見等

なし

◎ 総括

「質問・意見等なし」のため、検討部会からの報告をもって、審議会としての意見をまとめた。

●家庭系ごみ有料化の仕組み【(2) 手数料の徴収方法】(報告：事務局)

燃やせるごみ及び燃やせないごみについては、市民にとって、ごみの減量効果が実感しやすく、排出量に応じた手数料負担となるよう手数料が上乗せされた「指定ごみ袋方式」が適当であるとの意見がまとまった。

また、大型ごみについては、ごみ袋での排出が困難であるため、手数料が上乗せされたシールを購入し、ごみに貼り付ける「処理券方式」が適当であるとの意見がまとまった。

そのほか、ごみ袋の販売については、市民の利便性を考慮した販売が望ましいとする配慮事項を設けた。

○質問・意見等

なし

◎ 総括

「質問・意見等なし」のため、検討部会からの報告をもって、審議会としての意見をまとめた。

●家庭系ごみ有料化の仕組み【(3) 手数料の料金体系】(報告：事務局)

燃やせるごみ・燃やせないごみについては、大きく分けて、「単純従量制」と「超過従量制」の2つの方式がある中で、全国的にも採用例が圧倒的に多く、ごみの排出量に応じて単純に料金が加算される「単純従量制」が適当であると検討部会では意見がまとまった。

大型ごみについては、大きく分けて、小さいものも大きいものも同一の料金とする「単一料金体系」、小さいものは安く、大きいものは高く料金を設定する「複数料金体系」があるが、検討部会では、当市のごみの排出量を踏まえ、何よりもまず排出量を減らすことが重要であると考え、より排出抑制効果が期待できる「複数料金体系」が望ましいと意見がまとまった。

なお、「複数料金体系」の実施によるデメリットを解消するため、問い合わせ窓口の設置などの配慮事項を設けた。

○質問・意見等 ※質問のみ下に矢印で事務局の回答を記載。

- ・報告の3ページ、「(3) 手数料の料金体系、●燃やせるごみ、燃やせないごみ」、下段から2段目の「全国的にも採用例が多く」以降の部分が「単純従量制」にかかっているのか、「超過従量制」にかかっているのかがわかりづらいので表現を修正したほうがよい。
⇒表現を修正したい。

◎ 総括

検討部会の報告に委員からの意見を反映した上で、審議会としての意見をまとめることとした。

●家庭系ごみ有料化の仕組み【(4) 手数料の設定】(報告：事務局)

燃やせるごみ・燃やせないごみについては、検討部会において「①ごみの発生抑制及び分別促進効果」、「②市民の受容性」、「③周辺市町村の料金水準」の主に3つの観点から分析を行い、手数料を1L当たり0.67円～1円程度に設定することが適当であると意見がまとまった。

大型ごみの料金設定については、ごみの排出抑制の観点から、比較的小さなものは1個につき200円程度、大きくなるにつれて400円から800円程度が適当であると意見がまとまった。

また、周辺市町村からのごみの投棄を考慮する必要があること、また、多くの自治体で行っている毎戸収集方式の検討が必要であると配慮事項を加えた。

○質問・意見等 ※質問のみ下に矢印で事務局の回答を記載。

- ・大型ごみの収集方式については、市民の混乱等がないよう考慮した制度としてほしい。
- ・大型ごみを収集した後にそのままごみにしてしまうのではなく、再利用するなどの方法も今後検討してほしい。
- ・弘前市が他の自治体と比較して突出して大型ごみが多い実態を検証していくことが重要だと思う。

◎ 総括

検討部会の報告に委員からの意見を反映した上で、審議会としての意見をまとめることとした。

●家庭系ごみ有料化の仕組み【(5) 指定ごみ袋などの種類】(報告：事務局)

指定ごみ袋については、他の自治体において、核家族世帯や単身世帯の増加による小規模世帯化に配慮した袋のサイズ設定を行っており、小規模世帯化は当市も例外ではないことから、ごみの排出量に応じて選択できるよう複数サイズの指定袋を設定することが適当であると検討部会で意見がまとまった。

また、大型ごみ用のシール式処理券については、偽造・改ざん防止加工が施されたものを採用する必要があるとした。

○質問・意見等

なし

◎ 総括

「質問・意見等なし」のため、検討部会からの報告をもって、審議会としての意見をまとめた。

●家庭系ごみ有料化の仕組み【(6) 減免措置】(報告：事務局)

減免の方法としては、対象世帯に指定ごみ袋や大型ごみ処理券を配布する方法が一般的であるが、現在市が実施している様々な福祉制度の概要について事務局より説明を行った後に審議を行った。その結果、「それぞれの制度において、目的に応じて扶助費が支給されているものの、その支給された扶助費の中で、経済的な動機付けを図ることがごみの減量化・資源化に繋がるのではないか」という意見が出され、「原則として、基本的に全ての市民にごみの排出量に応じた負担をしていただくことが望ましく、天災など特別な理由がある場合は配慮が必要である」と検討部会で意見がまとまった。

○質問・意見等

なし

◎ 総括

「質問・意見等なし」のため、検討部会からの報告をもって、審議会としての意見をまとめた。

●家庭系ごみ有料化の仕組み【5. 家庭系ごみ有料化にあたっての留意事項】

(報告：事務局)

大きく以下の3つの項目で意見がまとまった。

「(1) 市民への周知啓発活動」

「家庭系ごみの有料化」を円滑に実施するためには、何のために、どのように有料化を実施するのかなどを市民に十分理解いただき、きめ細やかな説明や周知啓発活動が必要である。

「(2) 手数料の使途」

市民へ経済的な負担を強いる取組である以上、有料化によって得られる収入については、その使途の透明性をきちんと確保し、「ごみの減量化・資源化の促進」という目的をきちんと踏まえ、その相当額を更なるごみの減量化・資源化を推進するための施策などに活用することが妥当である。

「(3) 併行施策」

「有料化の実施のみでは効果が小さく、持続しないのではないか」、「有料化と同時に様々な取組を行うべきではないか」などの意見が出されたため、以下のとおり併行施策を提示した。

- ①「ごみの減量化・資源化に関する周知啓発の推進」
- ②「3キリ運動の推進」
- ③「家庭用生ごみ処理機の活用推進」
- ④「再生資源回収運動の推進」
- ⑤「廃棄物減量等推進員の活用推進」
- ⑥「高齢者等へのごみ出し支援事業の実施」
- ⑦「不法投棄・不適正排出対策の強化」

○質問・意見等

なし

◎ 総括

「質問・意見等なし」のため、検討部会からの報告をもって、審議会としての意見をまとめた。

●次回の審議会について（進行：内山会長）

全ての項目が終了したため、次回の審議会においては答申書案についての審議を行いたい。次回は9月20日（火）に審議会を開催したい。

4. 閉 会（進行：丸岡環境管理課長補佐）

○資 料

- ・家庭系ごみの有料化について（報告）
- ・家庭系ごみの有料化について（報告資料）

○公開・非公開の区分 「公開」